全体スライド条項の手続きフロー（新城市建設工事請負契約約款第２６条第１項～第４項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期限等　　　　　　　　　　　手続き項目 | 様式 | 備考 |
| 請　求　日・出来高確認・残工事量算定・スライド額（案）算定２か月以上１４日以内１４日以内７日以内工　期　末スライド変更契約スライド額確定スライド額協議開始基　準　日スライド額協議開始日の通知 | 様式4-1様式4-2様式３様式１様式２ | ・発注者又は受注者から請求・基準日は、請求日から起算して14日以内に設定します。（請求日を基本とします。）・発注者は出来形数量の確認を請求日から14日以内に行います。・スライド額協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定し、通知します。・発注者から受注者に通知 |

（注）運用に関する様式、手続きフローは、国土交通省又は愛知県を参考に作成していますが、実際の手続き等で不都合が生じた場合、適宜、修正し使用することとします。